

上尾市水道事業管理規程第5号

上尾市上下水道部事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

上尾市長 畠山 稔

上尾市上下水道部事務専決規程の一部を改正する規程

上尾市上下水道部事務専決規程（昭和47年上尾市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第1号(9)の次に次のように加える。

(10) 告示をすること。	重要な もの	軽易な もの
(11) 附属機関（特に重要な附属機関を除く。）の構成員を任免すること。	○	

別表第1の2の項第6号ア、第10号ア及び第12号ア中「参事」を「部長、参事」に改め、同表3の項第1号中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第2号中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 支出命令をすること。		○
----------------	--	---

別表第1の6の項第1号アからキまでの規定中「1,000万円」を「3,000万円」に改める。

別表第2経営総務課の項第4号中「及び支出命令」を削り、同号(2)中「電信電話料」の次に「、下水道使用料」を加え、同項に次のように加える。

(5) 職員の給料、職員手当等及び共済費		
(6) 消費税及び地方消費税		

別表第2経営総務課の項第5号を次のように改める。

5 予算を流用すること。	50万円 以上50 0万円未 満	50万円 未満
--------------	---------------------------	------------

別表第2経営総務課の項第16号を同項第17号とし、同項第15号中「副主幹」を「部長」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号(1)中「参事」を「部長、参事」に改め、同号を同項第14号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項第11号(1)中

「参事」を「部長、参事」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号(1)から(3)までの規定中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号(1)から(7)までの規定中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)の次に次のように加える。

(7) 財産に関する損害保険契約を締結すること。	○
--------------------------	---

別表第2 経営総務課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

6 予備費を充用すること。	20万円	20万円
	以上10	未満
	0万円未	
	満	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の上尾市上下水道部事務専決規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁について適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。